

# LegalNetworks

ニュースレターNo.0011

## ~厚生年金保険料率が9月分から変更になります~

厚生年金保険料率は平成29年9月まで毎年改定されることになっています。  
平成26年9月分(10月末納付期限分)から平成27年8月分(同年9月末納付期限分)までの厚生年金保険料率は次のとおりです。

【現行】

17.120%

【変更後】(一般被保険者)

17.474%

《日本年金機構ホームページ》<http://www.nenkin.go.jp/n/www/index.html>

厚生年金基金加入の方は上記保険料率から基金ごとに定められている免除保険料率(2.4~5.0%)を控除した率となります。詳しくはご加入の基金へお問い合わせください。

なお、この度の社会保険算定基礎届により決定された標準報酬月額等級を9月分保険料に反映させます。  
(社会保険料の前月分を当月給与にて控除している事業所は、10月の給与で控除する保険料分から)  
ご不明点は弊社までご連絡ください。



## 9月の予定

**労務** 9/1 ~ 9/30 8月分の社会保険料の納付

**税務** 9/1 ~ 9/10 8月分の源泉所得税額・特別徴収住民税額の納付



Legal Networks  
CORPORATION

社会保険労務士事務所リーガルネットワークス

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-36-12 サンカテリーナビル 6F

Tel:03-6328-2239

<http://www.kintaikanrikenkyujo.jp>